

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
自然環境保全地域の指定の一部改正(二六二、二六九・自然保護課)	1
自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定の一部改正(二七〇)～二七四・自然保護課)	3
自然環境保全地域の特別地区内に野生動植物保護地区を指定の一部改正(二七五)～二七八・自然保護課)	4
緑地環境保全地域の指定の一部改正(二七九、二八〇・自然保護課)	5
県立自然公園の指定の一部改正(二八一、二八二・自然保護課)	6
県立自然公園の区域中特別地域等の指定の一部改正(二八三・自然保護課)	7
県立自然公園の区域中特別地域の指定の一部改正(二八四・自然保護課)	8
鳥獣保護区の指定の一部改正(二八五、二八六・自然保護課)	8
鳥獣保護区の設定における市町村の名称の取扱いに関する告示(二八七・自然保護課)	8
鳥獣保護区特別保護地区の指定の一部改正(二八八、二八九・自然保護課)	8
休猟区の指定の一部改正(二九〇、二九一・自然保護課)	8
銃猟禁止区域の指定の一部改正(二九二、二九三・自然保護課)	9
屋外広告物の禁止地域の指定の一部改正(二九四・都市計画課)	10
屋外広告物の禁止物件(二九五・都市計画課)	10
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき	
に許可を必要とする地域の指定の一部改正(二九六・都市計画課)	10
風致地区の区分を定める告示の一部改正(二九七・都市計画課)	10
海岸保全区域の指定の一部改正(二九八・河川課)	10
宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置の一部改正(二九九・建築住宅課)	11

告 示

秋田県告示第二百六十二号
 自然環境保全地域の指定(昭和四十九年秋田県告示第六百五十一号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。
 平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表秋田県湯の台・小方角沢自然環境保全地域の項中
 「仙北郡神岡町大字神宮寺字湯

の台の一部
 を「大仙市神宮寺字湯ノ台及び土川字小杉山沢ノ内小方

角沢の一部」に改め、表秋田県南由利原自然環境保全地域の項中「由利郡由利町大字

西沢」を「由利本荘市西沢」に改め、表秋田県冬師自然環境保全地域の項中「由利郡

仁賀保町大字馬場」を「由利郡仁賀保町馬場」に改める。

表以外の部分中「秋田県環境保健部自然保護課、仙北郡神岡町役場、仙北郡西仙北

町役場、由利郡由利町役場」を「秋田県生活環境文化部自然保護課、大仙市役所、由

利本荘市役所」に改める。

秋田県告示第二百六十三号

自然環境保全地域の指定(昭和五十年秋田県告示第一百一号)の一部を次のように改

正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表秋田県露熊山峡自然環境保全地域の項中「北秋田郡阿仁町荒瀬」を「北秋田市阿

仁荒瀬」に、「阿仁町水無」を「阿仁水無」に改める。

表以外の部分中「秋田県環境保健部自然保護課、北秋田郡阿仁町役場、」を「秋田

県生活環境文化部自然保護課、北秋田市役所及び」に改める。

秋田県告示第二百六十四号

自然環境保全地域の指定(昭和五十三年秋田県告示第五十七号)の一部を次のよう

に改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表以外の部分中「鳥海町役場」を「由利本荘市役所」に改める。

秋田県知事 寺田典城

表以外の部分中「鳥海町役場」を「由利本荘市役所」に改める。

秋田県告示第二百六十五号

自然環境保全地域の指定(昭和五十六年秋田県告示第六十四号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表秋田県鞍山風穴自然環境保全地域の項中、「北秋田郡鷹巣町栄字大沢鞍下」を、「北秋田市栄字大沢倉下」に改める。

秋田県告示第二百六十六号

自然環境保全地域の指定(昭和五十七年秋田県告示第三百六十四号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中、「北秋田郡森吉町大字小又字山の内」を、「北秋田市小又字山ノ内」に、「揚の下」を、「字揚ノ下」に改める。

秋田県告示第二百六十七号

自然環境保全地域の指定(昭和六十年秋田県告示第六百二号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中、「本荘市」を、「由利本荘市」に改め、「同市親川」を削る。別図を次のように改める。

〔別図〕

秋田県親川自然環境保全地域 区域図



秋田県告示第二百六十八号

自然環境保全地域の指定(平成十五年秋田県告示第九百三三号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中、「南秋田郡天王町」を、「潟上市」に改める。

秋田県告示第二百六十九号

自然環境保全地域の指定(平成十六年秋田県告示第九百五十二号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

表中、「由利郡大内町」を「由利本荘市」に改める。

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百七十号

自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定(昭和五十一年秋田県告示第三百十九号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表秋田県湯の台・小方角沢自然環境保全地域特別地区の項中

「仙北郡神岡町神宮寺
仙北郡西仙北町土川

字湯の台の一部

を「大仙市神宮寺字湯ノ台及び土川字小杉山沢ノ内小

字小杉山の内小方角沢の一部」

方角沢の一部」に改め、表秋田県南由利原自然環境保全地域特別地区の項中、「由利郡由利町」を「由利本荘市」に改め、表秋田県露熊山峡自然環境保全地域特別地区の項中、「北秋田郡阿仁町荒瀬」を「北秋田市阿仁荒瀬」に、「同町水無」を「阿仁水無」に改める。

表以外の部分中、「秋田県環境保健部自然保護課及び関係町役場」を「秋田県生活環境文化部自然保護課、大仙市役所、由利本荘市役所及び北秋田市役所」に改める。

秋田県告示第二百七十一号

自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定(昭和五十三年秋田県告示第五十八号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表以外の部分中、「鳥海町役場」を「由利本荘市役所」に改める。

秋田県告示第二百七十二号

自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定(平成十五年秋田県告示第九百一号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

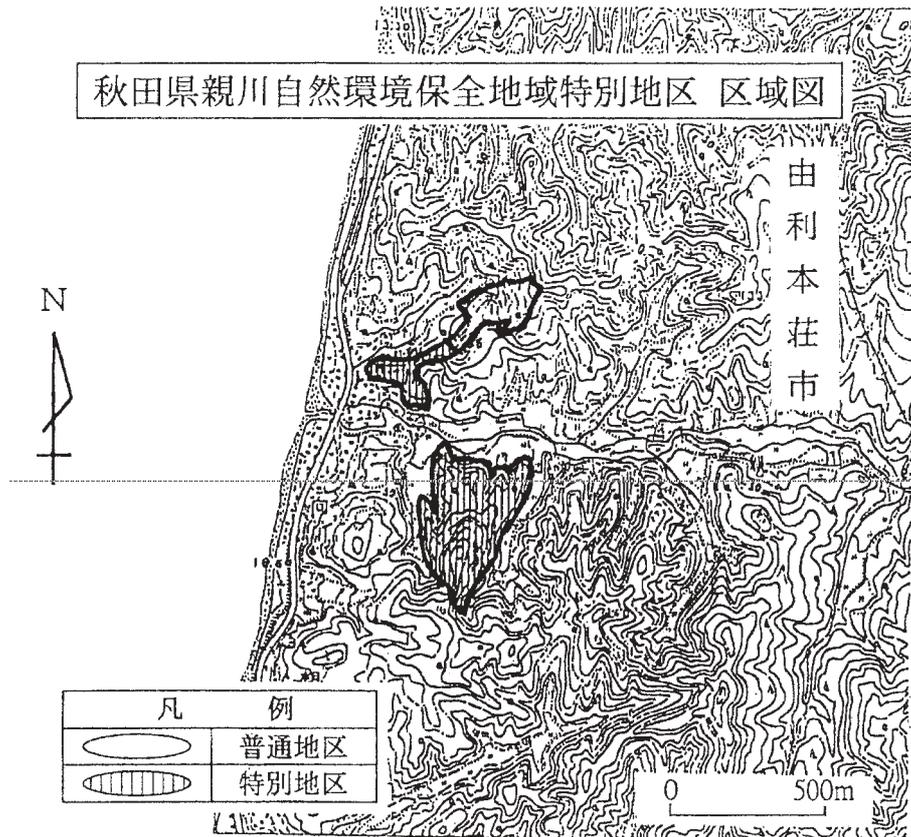
秋田県知事 寺田典城

表中、「本荘市」を「由利本荘市」に改め、「同市親川」を削る。

別図を次のように改める。

〔別図〕

秋田県親川自然環境保全地域特別地区 区域図



秋田県告示第二百七十三号
自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定(平成十五年秋田県告示第九百五号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中、「南秋田郡天王町」を「潟上市」に改める。

秋田県告示第二百七十四号

自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定(平成十六年秋田県告示第九百五十四号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中「由利郡大内町」を「由利本荘市」に改める。

秋田県告示第二百七十五号

自然環境保全地域の特別地区内に野生動植物保護地区を指定(昭和五十一年秋田県告示第三百二十号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中「仙北郡神岡町神宮寺字湯の台の一部」

仙北郡西仙北町土川字小杉山の内小方角沢の一部

を「大仙市神宮寺字湯ノ

台及び土川字小杉山沢ノ内小方角沢の一部」に改める。

表以外の部分中「秋田県環境保健部自然保護課及び関係町役場」を「秋田県生活環境文化部自然保護課及び大仙市役所」に改める。

秋田県告示第二百七十六号

自然環境保全地域の特別地区内に野生動植物保護地区を指定(平成十五年秋田県告示第九百二号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

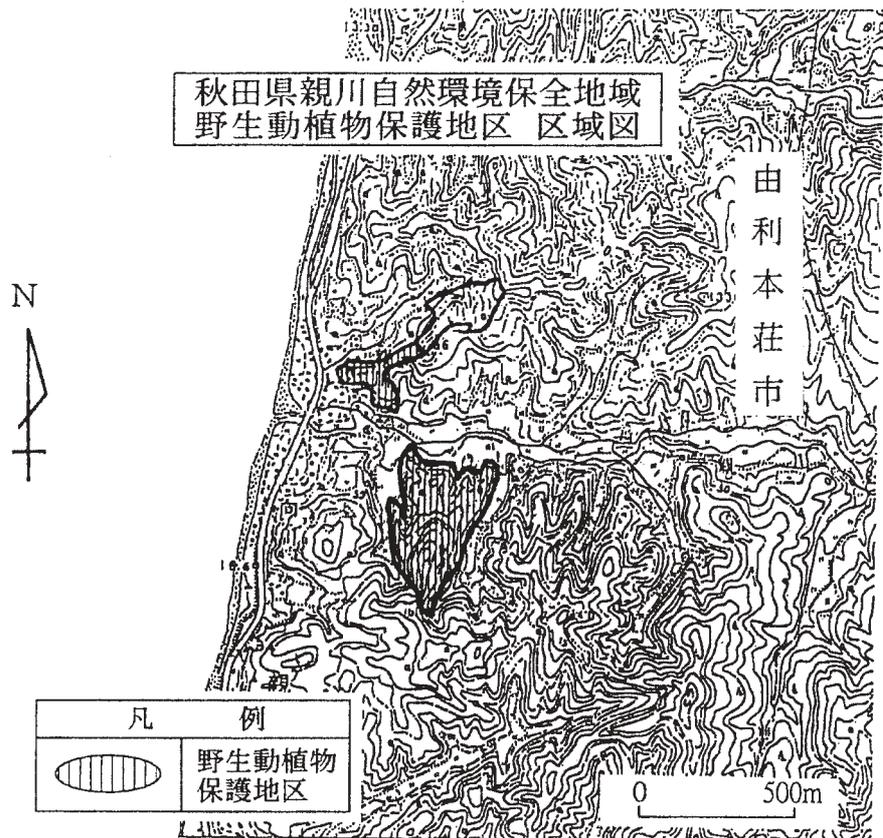
平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中「本荘市」を「由利本荘市」に改め、「同市親川」を削る。別図を次のように改める。

〔別図〕

秋田県親川自然環境保全地域野生動植物保護地区区域図



由利本荘市

秋田県告示第二百七十七号

自然環境保全地域の特別地区内に野生動植物保護地区を指定(平成十五年秋田県告示第九百六号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中「南秋田郡天王町」を「潟上市」に改める。

秋田県告示第二百七十八号

自然環境保全地域の特別地区内に野生動植物保護地区を指定（平成十六年秋田県告示第九百五十五号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

表中「由利郡大内町」を「由利本荘市」に改める。

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百七十九号

緑地環境保全地域の指定（昭和五十二年秋田県告示第五百六十一号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

表中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に改める。

秋田県知事 寺田典城

表以外の部分中「秋田県環境保健部自然保護課及び北秋田郡鷹巣町役場」を「秋田県生活環境文化部自然保護課及び北秋田市役所」に改める。

秋田県告示第一百八十号

緑地環境保全地域の指定（昭和五十九年秋田県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

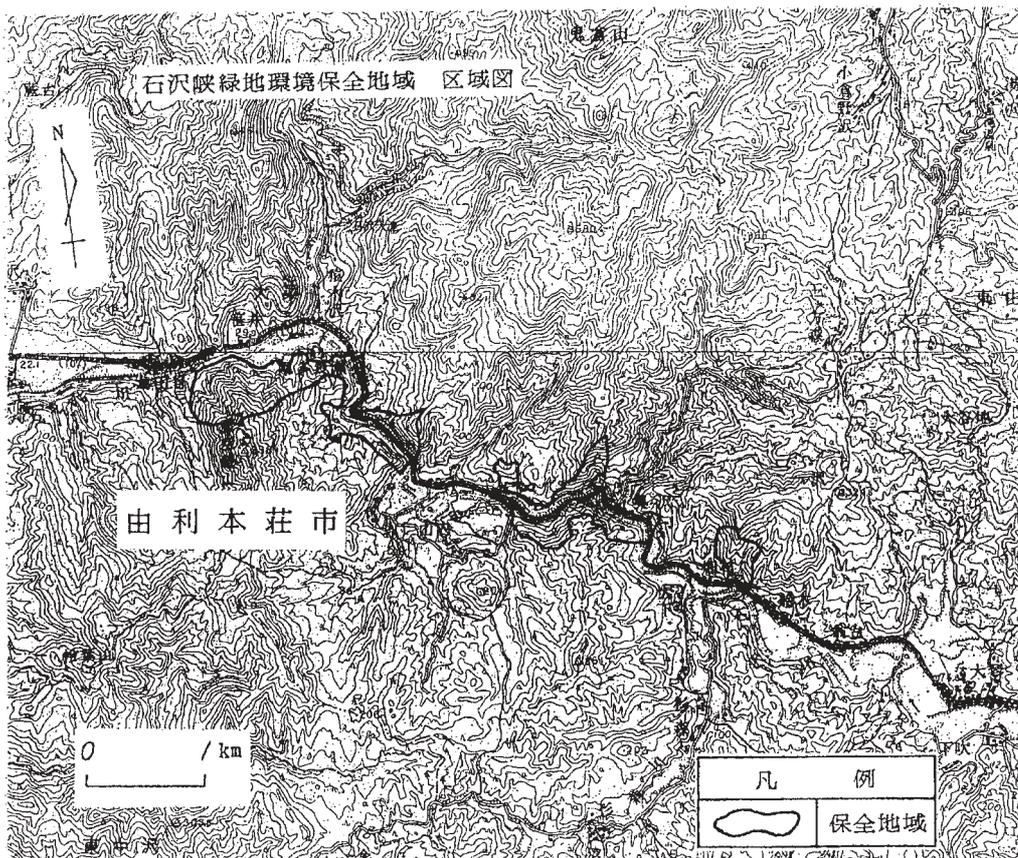
平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中「本荘市大字鳥田目、大築及び山内並びに由利郡東由利町大字奥ヶ沢及び畑村」を「由利本荘市鳥田目、大築、山内及び東由利杉森」に改める。

別図を次のように改める。

〔別図〕



秋田県告示第百八十一号
 県立自然公園の指定(昭和四十三年秋田県告示第四百十九号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。
 平成十七年三月二十二日

第一号の表を次のように改める。

秋田県知事 寺田典城

位置	区 域	面 積
北秋田市	(一) 東北森林管理局米代川森林計画区米代東部森林管理署上小阿仁支署一〇二二林班、一〇三三林班、一〇二七林班から一〇三五林班まで、一〇三七林班、一〇四〇林班、一〇四五林班、一〇四九林班、二〇一〇林班、二〇一一林班から二〇一五林班まで、二〇一八林班から二〇二〇林班まで及び二〇三三林班から二〇二八林班までの全部並びに一〇一一林班から一〇一五林班まで、一〇三六林班、一〇三八林班、一〇三九林班、一〇四一林班、一〇四三林班、一〇五〇林班から一〇五三林班まで、二〇〇三林班から二〇〇九林班まで、二〇一一林班、二〇一六林班及び二〇二二林班の各一部 (二) 森吉字森吉山麓高原、字森吉山、字湯ノ岱、字平田及び字大印並びに太平湖の全部	一五、二二四・二七ヘクタール

第二号中「区域図」を「関係区域図」に、「並びに北秋田郡森吉町役場及び北秋田郡阿仁町役場」を「及び北秋田市役所」に改める。

秋田県告示第百八十二号

県立自然公園の指定(昭和五十年秋田県告示第十二号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。
 平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表真木真昼県立自然公園の項を次のように改める。

真木真昼 県立自然 公園	大仙市	面積
	(一) 東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署二一五五林班から二一六五林班まで及び二一七五林班から二一九九林班までの全部並びに二一五四林班、二一六六林班から二一七〇林班まで、二一七二林班から二一七四林班まで及び二一八〇林班の各一部 (二) 太田町太田、太田町川口及び太田町小神成の各一部	四、二〇七・六五ヘクタール

計	仙北郡 美郷町	面積
	東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署二一八三林班及び二一九〇林班から二一九四林班までの全部並びに二一八二林班及び二一八四林班から二一八六林班までの各一部	一、六九五・一六ヘクタール

計	面積
	五、九〇二・八一ヘクタール

表以外の部分中「区域図」を「関係区域図」に、「仙北郡太田町役場」を「大仙市役所」に改める。

秋田県告示第百八十三号

県立自然公園の区域中特別地域等の指定(昭和四十三年秋田県告示第四百二十号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。
 平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

「第十二条第一項」を「第七条第一項」に、「第十八条第一項」を「第十四条第一項」に、「第十二条第二項並びに第十八条第二項の規定」を「第七条第三項及び第十四条第二項」に、「第十条第二項」を「第五条第二項」に改める。

第一号(一)の表中「二〇ヘクタール」を「二〇ヘクタール」に改め、同号(二)の表中「および」を「及び」に、「森吉町」を「北秋田市」に、「湯の岱」を「湯ノ岱」に、「米内沢事業区十五林班」を「東北森林管理局米代川森林計画区米代東部森林管

理署上小阿仁支署一〇一五林班」に、「阿仁事業区十二林班」を、「東北森林管理局米代川森林計画区米代東部森林管理署上小阿仁支署二〇一二林班」に、「阿仁町比立内」を、「北秋田市阿仁比立内」に改め、同号(二)の表中「および」を「及び」に、「米内沢事業区」を、「東北森林管理局米代川森林計画区米代東部森林管理署上小阿仁支署」に、「五十二林班よ小班」を、「一〇五二林班よ小班」に、「三十二林班ほ小班」を、「一〇三三林班ほ小班」に、「森吉町」を、「北秋田市」に、「五十林班へ小班」を、「一〇五〇林班へ小班」に、「四十一林班り小班」を、「一〇四一林班り小班」に、「阿仁町戸島内」を、「北秋田市阿仁戸島内」に、「阿仁町中村」を、「北秋田市阿仁中村」に、「阿仁事業区」を、「東北森林管理局米代川森林計画区米代東部森林管理署上小阿仁支署」に、「十七林班り小班」を、「二〇一七林班り小班」に、「二十七林班に小班」を、「二〇二七林班に小班」に、「十九林班に小班」を、「二〇一九林班に小班」に改め、同号(三)の表中「米内沢事業区」を、「東北森林管理局米代川森林計画区米代東部森林管理署上小阿仁支署」に、「十四林班い小班」を、「一〇一四林班い小班」に、「森吉町」を、「北秋田市」に、「森吉字太平湖地内」を、「太平湖地内」に、「二十七林班ぬ小班」を、「一〇二七林班ぬ小班」に、「二十九林班く小班」を、「一〇二九林班く小班」に、「五十二林班よ小班」を、「一〇五二林班よ小班」に、「阿仁事業区」を、「東北森林管理局米代川森林計画区米代東部森林管理署上小阿仁支署」に、「四林班か小班」を、「二〇〇四林班か小班」に、「阿仁町戸島内」を、「北秋田市阿仁戸島内」に、「四十九林班ち小班」を、「一〇四九林班ち小班」に、「六林班と小班」を、「二〇〇六林班と小班」に、「二十四林班および二十六林班」を、「二〇二四林班及び二〇二六林班」に、「二十二林班」を、「二〇二二林班」に、「十九林班ほ小班」を、「二〇一九林班ほ小班」に、「十八林班へ小班」を、「二〇一八林班へ小班」に、「三十一林班ぬ小班」を、「一〇三二林班ぬ小班」に改める。

第二号及び第三号を次のように改める。

二 特別地域

位置	区 域	面 積
北秋田市	(一) 東北森林管理局米代川森林計画区米代東部森林管理署上小阿仁支署一〇二二林班、一〇三三林班、一〇二七林班から一〇二九林班まで、一〇三三林班から一〇三五林班まで、一〇三七林班、一〇四〇林班、一〇四五林班、一〇四九林班、二〇一〇林班、二〇一二林班から二〇一五林班まで、二〇	一五、二二四・二七ヘクタール

三 関係区域図は、秋田県生活環境文化自然保護課及び北秋田市役所に備え置いて、縦覧に供する。

秋田県告示第二百八十四号

県立自然公園の区域中特別地域の指定(昭和五十年秋田県告示第十四号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

第二号(一)の表を次のように改める。

秋田県知事 寺 田 典 城

<p>一 八林班から二〇二〇林班まで及び二〇二二林班から二〇二八林班までの全部並びに一〇一一林班から一〇一五林班まで、一〇三〇林班、一〇三六林班、一〇三八林班、一〇三九林班、一〇四一林班、一〇四三林班、一〇五〇林班から一〇五三林班まで、二〇〇三林班から二〇〇九林班まで、二〇一一林班、二〇一六林班及び二〇二二林班の各一部</p> <p>(二) 森吉字森吉山、字湯ノ岱、字平田及び字大印並びに太平湖の全部</p> <p>(三) 森吉字森吉山麓高原の一部</p>

位置	区 域
大仙市	(一) 東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署二二五五林班から二二六五林班まで及び二二七五林班から二二七九林班までの全部並びに二二五四林班、二二六六林班から二二七〇林班まで、二二七二林班から二二七四林班まで及び二二八〇林班の各一部 太田町太田、太田町川口及び太田町小神成の各一部
仙北郡美郷町	東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署二一八三林班及び二一九〇林班から二一九四林班までの全部並びに二一八二林班及び二一八四林班から二一八六林班までの各一部

第二号(一)の表以外の部分中「仙北郡太田町役場」を「大仙市役所」に改める。

秋田県告示第二百八十五号

鳥獣保護区の指定(平成十五年秋田県告示第八百九十二号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表中「同郡太田町との境界」を「大仙市との境界」に改める。

秋田県告示第二百八十六号

鳥獣保護区の指定(平成十六年秋田県告示第八百五十六号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表荒瀬鳥獣保護区の項中「北秋田郡阿仁町」を「北秋田市」に、「町道小沢三枚線」を「市道小沢三枚線」に、「同町道」を「同市道」に改める。

秋田県告示第二百八十七号

鳥獣保護区の設定(平成十六年秋田県告示第六百九十号)に規定する市町村の名称は、平成十七年三月二十一日における行政区画による市町村の名称による。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百八十八号

鳥獣保護区特別保護地区の指定(平成十五年秋田県告示第八百九十四号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表陣場代鳥獣保護区特別保護地区の項中「町道石巻線」を「市道石巻線」に、「同町道」を「同市道」に、「町道高森岱公園線」を「市道高森岱公園線」に改める。

秋田県告示第二百八十九号

鳥獣保護区特別保護地区の指定(平成十六年秋田県告示第八百五十八号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表姫神鳥獣保護区特別保護地区の項中「大曲市花館地内」を「大仙市花館地内」に、「秋田県雄物川地域森林計画区大曲市四十二林班」を「秋田県雄物川地域森林計画区大仙市四十二林班」に改め、表滝ノ沢鳥獣保護区特別保護地区の項中「村道南外二十号線」を「市道南外二十号線」に、「同村道」を「同市道」に改め、表栗駒鳥獣保護区特別保護地区の項中「のへ小班」を「へ小班」に、「へ二小班」を「へ二小班」に、「及び」を「及び」に、「雄勝郡皆瀬村所在の」を「湯沢市所在」に改める。

秋田県告示第二百九十号

休猟区の指定(平成十五年秋田県告示第八百九十五号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表惣瀬休猟区の項中「北秋田郡森吉町」を「北秋田市」に、「町道東の又線」を「市道東の又線」に、「同町道」を「同市道」に改め、表北金池森林休猟区の項中「北秋田郡阿仁町」を「北秋田市」に、「同町」と同郡上小阿仁村を「同市と北秋田郡上小阿仁村」に改め、表古井内休猟区の項中「南秋田郡昭和町」を「湯上市」に、「町道羽白目線と」を「市道羽白目線と」に、「同町」と同郡井川町を「同市と南秋田郡井川町」に、「昭和町、井川町」を「同市、同町」に、「昭和町」と同市を「湯上市と秋田市」に、「町道羽白目線」を「同市道」に、「同町道」を「同市道」に改め、表柴倉休猟区の項中「由利郡矢島町」を「由利本荘市」に、「町道鷺川線」を「市道鷺川線」に、「同町道」を「同市道」に改め、表横渡休猟区の項中「由利郡大内町」を「由利本荘市」に、「町道榑淵横渡線」を「市道榑淵横渡線」に、「町道湯ノ沢線」を「市道湯ノ沢線」に、「同町道」を「同市道」に、「同町」と同郡東由利町を「同市大内滝と東由利町」に、「町道檜の木沢線」を「市道檜の木沢線」に、「町道西山線」を「市道西山線」に、「町道台山線」を「市道台山線」に、「町道須郷田跡見坂線」を「市道須郷田跡見坂線」に、「町道坪倉線」を「市道坪倉線」に、「町道袖山線」を「市道袖山線」に、「町道根小屋線」を「市道根小屋線」に改め、表北ノ沢休猟区の項中「由利郡東由利町」を「由利本荘市」に改め、表山の田休猟区の項中「雄勝郡雄勝町」を「湯沢市」に、「町道荒野町長倉線」を「市道荒野町長倉線」に、「同町」と由利郡鳥海町を「同市と由利本荘市」に、「雄勝町と」を「湯沢市と」に、「町道山ノ田線」を「市道山ノ田線」に、「同町道」を「同市道」に改め、表蒲生休猟区の項中「由利郡東由利町」を「由利本荘市」に、「羽後町と」を「同町と」に改め、表滝ノ原休猟区の項中「雄勝郡皆瀬村」を「湯沢市」に、「同村」と

郡東成瀬村」を「同市と雄勝郡東成瀬村」に改める。

秋田県告示第百九十一号

休猟区の指定(平成十六年秋田県告示第八百五十九号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

表今泉休猟区の項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に、「北秋田郡と」を「同市」に、「町道坊沢前山線」を「市道坊沢前山線」に、「町道」を「市道」に、「町道前山堤防線」を「市道前山堤防線」に、「町道旧国道七号前山線」を「市道旧国道七号前山線」に改め、表坊川休猟区の項中「北秋田郡鷹巣町字七日市」を「北秋田市七日市」に、「町道七日市松沢線」を「市道七日市松沢線」に、「町道四渡坊山線」を「市道四渡坊山線」に、「町道」を「市道」に、「北秋田郡鷹巣町と同郡比内町」を「同市と北秋田郡比内町」に改め、表泥繁沢休猟区の項中「北秋田郡比内町と」を「同町と」に、「同郡森吉町」を「北秋田市」に改め、表柴倉岳休猟区の項中「北秋田郡森吉町平田」を「北秋田市平田」に、「北秋田郡森吉町と」を「同市と」に、「町道」を「市道」に改め、表白解森休猟区の項中「北秋田郡阿仁町」を「北秋田市」に、「町道」を「市道」に改め、表与左衛門山休猟区の項中「同郡阿仁町」を「北秋田市」に、「北秋田郡と」を「同郡と」に、「小阿仁川との」を「同河川との」に改め、表日住山休猟区の項中「本荘市万願寺地内」を「由利本荘市万願寺地内」に、「本荘市と由利郡大内町」を「同市大築と大内岩野目沢」に改め、表西目休猟区の項中「由利郡西目町」を「由利本荘市」に、「町道田高中沢線」を「市道田高中沢線」に、「町道かしわ温泉線」を「市道かしわ温泉線」に、「町道」を「市道」に、「町道四角井戸線」を「市道四角井戸線」に、「町道大森一号线」を「市道大森一号线」に、「町道大森台線」を「市道大森台線」に改め、表虚空蔵岳休猟区の項中「仙北郡西仙北町土川地内」を「大仙市土川地内」に、「町道土川線」を「市道土川線」に、「町道」を「市道」に、「町道楯越生内線」を「市道楯越生内線」に、「町道心像線」を「市道心像線」に、「町道中畑杉沢線」を「市道中畑杉沢線」に、「同鳥獣境界」を「同境界」に、「仙北郡西仙北町と同郡角館町」を「同市と仙北郡角館町」に、「同郡西仙北町と同郡中仙町」を「同市土川と長野」に改め、表入角休猟区の項中「仙北郡角館町と同郡太田町」を「同町と大仙市」に、「同郡角館町と同郡中仙町の境界との交点に至り、同境界を」を「及び」に改め、表オソ沢休猟区の項中「仙北郡協和町」を「大仙市」に、「町道遅沢線」を「市道遅沢線」に、「町道」を「市道」に、「協和町と河辺郡河辺町」を「同市と秋田市」に、「東進し協和町」を「東進し大仙市」に、「南進し協和町」を

「南進し同市」に改め、表戸波休猟区の項中「同町と雄勝郡稲川町」を「同町と湯沢市」に、「平鹿郡増田町と湯沢市と雄勝郡稲川町」を「、及び同境界に沿って進み同町と同市杉沢と駒形町」に、「平鹿郡増田町と湯沢市と平鹿郡十文字町」を「同郡増田町と同市と同郡十文字町」に改め、表小沢休猟区の項中「雄勝郡雄勝町」を「湯沢市」に、「町道槻沢線」を「市道槻沢線」に、「町道」を「市道」に、「町道沢堰ノ口線」を「市道沢堰ノ口線」に改め、表大黒森山休猟区の項中「、同境界を南進し雄勝町との境界に至り」を削る。

秋田県告示第百九十二号

銃猟禁止区域の指定(平成十五年秋田県告示第八百九十六号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

表舟見銃猟禁止区域の項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に、「町道掛泥一号线」を「市道掛泥一号线」に、「町道」を「市道」に改める。

秋田県告示第百九十三号

銃猟禁止区域の指定(平成十六年秋田県告示第八百六十号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

表南陣場銃猟禁止区域の項中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に、「町道高森岱線」を「市道高森岱線」に、「町道」を「市道」に、「町道小森摩当線」を「市道小森摩当線」に、「町道藤株焼却場線」を「市道藤株焼却場線」に改め、表大清水大郷森銃猟禁止区域の項中「南秋田郡昭和町大久保」を「潟上市昭和町大久保」に、「町道大郷守下村線」を「市道大郷守下村線」に、「東進し同町道」を「東進し同市道」に、「町道」を「市道」に、「町道八丁目大郷守線」を「市道八丁目大郷守線」に、「東進し同町道」を「東進し同市道」に、「同郡天王町、昭和町」を「同市天王と昭和町」に、「町道大清水出水戸道線」を「市道大清水出水戸道線」に、「町道大清水水道樹園地線」を「市道大清水水道樹園地線」に、「町道大清水下谷地線」を「市道大清水下谷地線」に、「町道大郷守上樹園地線」を「市道大郷守上樹園地線」に、「町道大郷守特養南線」を「市道大郷守特養南線」に、「北進し同町道」を「北進し市道大郷守特養線」に改め、表天王銃猟禁止区域の項中「南秋田郡天王町」を「潟上市」に、「南進し、及び西進し船越水道天王町側汀線」を「南西に進み、及び北西に進み船越水道の潟上市側の汀線」に、「北上し」を「北東に進み」

に、「東進し」を「南東に進み」に改める。

秋田県告示第二百九十四号

屋外広告物の禁止地域(昭和五十七年秋田県告示第九十号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

第一号(三)中「天王町」を「潟上市」に改め、同号(七)中「雄勝郡雄勝町秋の宮」を「湯沢市秋ノ宮」に改め、同号(三)中「雄勝郡皆瀬村川向」を「湯沢市皆瀬」に改め、同号(六)中「北秋田郡森吉町」を「北秋田市」に改め、同号(五)中「天王町と」を「潟上市」とに、「南秋田郡天王町下浜山」を「潟上市天王字下浜山」に改め、同号(四)及び(五)中「同郡」を「由利本荘市」に改め、同号(三)中「阿仁町」を「北秋田市」に改め、同号(画)中「北秋田郡阿仁町町道ブナ森線」を「北秋田市市道ブナ森線」に改める。

秋田県告示第二百九十五号

秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)第三条第二項第五号の規定により、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置することを禁止する物件を次のとおり指定し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

横手市市道幹線横手環状線のうち起点から市道幹線中央線との交点に至るまでの区間に設置される電柱、街灯柱その他電柱の類で、良好な景観に配慮し、その表面に木に擬した加工その他これに類する加工を施したもので

秋田県告示第二百九十六号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするときに許可を必要とする地域(昭和六十三年秋田県告示第二十六号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

第三号中「(四)」を「(六)」に改める。

秋田県告示第二百九十七号

風致地区の区分を定める告示(昭和四十五年秋田県告示第三百十七号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表蟻山風致地区の項を次のように改める。

蟻山風致地区	由利本荘市表尾崎町、尾崎、切通、鶴沼、砂糖畑、船ヶ台、蟻山、狐森の各一部、水林のうち国有林地域の一部	由利本荘市新組町、蟻山、船ヶ台の各一部、水林のうち国有林地域の一部	由利本荘市砂糖畑、新組町、船ヶ台の各一部
--------	--	-----------------------------------	----------------------

表東山風致地区の項中「本荘市」を「由利本荘市」に改める。

秋田県告示第二百九十八号

海岸保全区域の指定(昭和五十四年秋田県告示第三百三十三号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺田典城

表秋田県秋田沿岸男鹿海岸北浦地区海岸の項中「男鹿市北浦」を「男鹿市北浦北浦」に改め、表秋田県秋田沿岸岩城海岸の項中「由利郡岩城町勝手」を「由利本荘市岩城勝手」に、「同町二古」を「同市岩城二古」に、「本荘市界」を「本荘海岸界」に改め、表秋田県秋田沿岸琴浜海岸の項中「南秋田郡若美町五明光」を「男鹿市野石字五明光」に改め、表秋田県秋田沿岸男鹿海岸五里合、男鹿中地区海岸の項中「五里合中右」を「五里合中石」に、「若美町界」を「琴浜海岸界」に改め、表秋田県秋田沿岸男鹿海岸門前、小浜地区海岸の項中「字抜川」を「字被川」に改め、表秋田県秋田沿岸天王海岸の項中「南秋田郡天王町」を「潟上市」に改め、表秋田県秋田沿岸秋田海岸新屋、下浜地区海岸の項中「新割山三ツ小屋」を「新屋町字三ツ小屋」に改め、表秋田県秋田沿岸本荘海岸の項中「本荘市松ヶ崎字十郎橋台」を「由利本荘市松ヶ崎字十郎橋台」に、「岩城町界」を「岩城海岸界」に、「本荘市松ヶ崎西離山」を「由利本荘市松ヶ崎字西離山」に改め、表秋田県秋田沿岸西目海岸の項中「由利郡西目町海士割道下」を「由利本荘市西目町海士割道下」に、「由利郡西目町海士割道下」を「由利本荘市西目町出戸字浜山」に改める。

表以外の部分中「建設事務所」を「地域振興局建設部」に改める。

秋田県告示第二百九十九号

宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置（昭和五十三年秋田県告示第九百三十六号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

表中「北秋田郡鷹巣町」を「北秋田市」に、「大館市」を「大館市 北秋田市」に、「男鹿市」を「男鹿市 潟上市」に、「本荘市出戸町字水林」を「由利本荘市水林」に、「本荘市 由利郡」を「由利本荘市 由利郡」に、「大曲市上栄町」を「大曲市大曲上栄町」に、「大曲市 仙北郡」を「大仙市 仙北郡」に改める。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄